

四会契約書類（平成27年版）を平成27年6月25日より前に購入し、
6月25日以降に使用する場合に、改正建築士法施行により
条項ずれが生じる書式と箇所一覧

●四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類【ブルーの封筒】

条項ずれが生じる書式	箇所
(契約書のうち以下の3種類) 建築設計・監理業務委託契約書 建築設計業務委託契約書 建築設計、調査・企画業務委託契約書	4. 設計業務において、作成する成果物等 旧「建築士法第2条第5項」 新「建築士法第2条第6項」
建築設計・監理等業務委託契約約款	第1条第4項 旧「建築士法第2条第7項で定める工事監理」 新「建築士法第2条第8項で定める工事監理」
基本業務委託書	1 A 基本設計に関する基本業務 旧「建築士法第2条第5項」 新「建築士法第2条第6項」

●四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書類（小規模向け）【ピンクの封筒】

条項ずれが生じる書式	箇所
建築設計・監理業務委託契約書（小規模向け）	4. 設計業務において、作成する成果図書 旧「建築士法第2条第5項」 新「建築士法第2条第6項」

※平成27年6月25日以降に販売されている四会契約書類については、上記の箇所は修正されています。